

～高知県からのお知らせ～

特別法人事業税の創設及び税率改正後「初年度」の予定申告について

特別法人事業税の創設及び法人県民税（法人税割）・法人事業税の税率が改正されることに伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下の経過措置が設けられていますので、税額の算定にご注意ください。

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告税額の算定	
法人県民税 (法人税割)	前事業年度の法人税割額 × <u>1.9</u> (※1) ÷ 前事業年度の月数(※2)
法人事業税	前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数 × <u>6.3</u>
特別法人事業税	前事業年度の法人事業税額(総額) ÷ 前事業年度の月数 × <u>2.3</u>

※1 前事業年度の法人税割額とは、予定申告に係る事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分の税額として納付した額及び納付すべきことが確定した額の合計額をいいます（法人事業税、特別法人事業税についても同様です。）

※2 前事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときはこれを切り上げます。

※3 計算した金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

上表の算定方法は、以下の法令で講じられた令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告に限った経過措置です。

- ・法人県民税：地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）
附則第3条
- ・法人事業税：地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第6条第2項
- ・特別法人事業税：特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第3条第1項

お問い合わせ

税額の計算、申告の相談などは、管轄の県税事務所までご連絡ください。

（受付時間：平日8：30～12：00、13：00～17：15）

- 安芸県税事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・☎0887-34-1161
- 中央東県税事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・☎088-866-8500
- 中央西県税事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・☎088-821-4652
- 須崎県税事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・☎0889-42-2366
- 幡多県税事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・☎0880-35-5972

